

回				
覧				

No.4864(63-31)
2012.06.27(木)

一方消費税増税法案が、衆議院を通りました。消費税増税はすぐではありませんが、我々にとっては2重の打撃になります。**生活設計が狂う**ような大幅削減です。我々を納得させたいなら、納得できる説明をしなければなりません。

***** 機構の提案内容 *****

4月6日の機構提案とその後の変更内容

1. 本給の減額割合：
 - (1) 役員 9.77%
 - (2) 職員
 - ①7級(課長相当)以上 9.77%
 - ②5, 6級 7.77%
 - ③4級以下 4.77%
2. 諸手当の減額割合
 - (1) 職責手当 10%
 - (2) 上記1. (2)の各級ごとの割合に応じて減額する手当
 - ①地域調整手当
 - ②研究手当
 - ③特地勤務手当及び特地勤務に準ずる手当
 - ④超過勤務手当
 - ⑤深夜勤務手当
3. 期末手当の減額 9.77%
4. 実施期間
 - (1) 役員は4月1日より2年間
 - (2) 職員は合意から2年間

=>「理事長判断で期間を変更することができる」が加わる
5. その他
 - (1) 常勤職員、常用用員および博士研究員などの常勤の職員についても職員に準じて実施予定

=>「任期付研究員、任期付常勤職員については、7月以降の契約更新時から実施」に変更

 - (2) 定年後再雇用嘱託、臨時用員、アルバイトおよび非常勤の勤務者などについては対象外とする予定

本日(6月28日)、団体交渉に注目を！ 機構：給与削減強硬実施を宣言か？

6月26日、給与削減問題に関する事務折衝が開かれました。その中、6月28日に団体交渉を行うことを確認しましたが、労組が、「7月から強硬実施することを宣言するつもりか？」と問うと、「合意いただきたい。まだ合意をいただくよう交渉するが、...経営として判断した。」などと、労組の合意がなければ強硬実施を宣言するような話しぶりでした。

本日午後に団体交渉が予定されています。その場で、労組の同意を得ずに強硬実施することを宣言する可能性が濃厚です。

独立行政法人なのに「自律性」はどこへ行った？

この給与削減問題、国家公務員の給与については、2月29日に法律が成立し、4月から実施されていますが、日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)の国家公務員約240人が、「人勸は労働基本権が制約された国家公務員の利益を保護する代償措置。人勸によらない賃金引き下げは憲法に違反する」と主張し、東京地裁に提訴しているものです。

国家公務員に対してでさえ、違法性があるものを、本来、労使の「自律性」を尊重されるはずの独立行政法人に押し付けるのは、とんでもないことです。

<任期付職員に関しては遅らせることになったが...>

機構と労組のこれまでの交渉で、金額が書かれた1年ごとの契約を交わしている任期付研究員や任期付の常勤職員に対して、当初機構が、「減額をお願いする」と言っていたものを、「今お願いせず、7月以降の契約更新時に実施したい」と改められました。これは一定程度評価しますが、無理強いやお願いは、違法性があるので、機構の特段の譲歩というよりは、いくらかまとうな対応に変わったというものです。これをもって、削減に合意できるものではありません。

機構の提案は右のようにとんでもない大幅削減です。機構は「国難」などと言っています。「国難」ということはあるかもしれませんが、国の機構に対する要請は、「仕事の効率を上げて予算を削減せよ」というのではなく、とにかく「国家公務員と同じ措置をしろ」というものです。一方で、不要不急の新幹線建設や、大企業や証券取引の優遇税制を続けています。消費税増税への呼び水に使われているとしか思えません。まったく納得できません。

原研労組役員選挙結果

省略